

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年 9 月16日
【会社名】	東北特殊鋼株式会社
【英訳名】	Tohoku Steel Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成瀬 真司
【本店の所在の場所】	仙台市太白区長町七丁目20番 1 号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23
【電話番号】	(0224) 82 - 1010 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 島田 英宇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年9月16日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2026年9月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式631,000株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2026年10月21日

効力発生日における発行可能株式総数

44株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数は44株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は当社株式を株式会社東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は大同特殊鋼株式会社（以下「公開買付者」といいます。）並びにHIKARITSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といいます。）、岡谷鋼機株式会社（以下「岡谷鋼機」といいます。）及び東京窯業株式会社（以下「東京窯業」といい、HTIO及び岡谷鋼機と併せて、以下「本残存株主」といいます。）のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本残存株主のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第19条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当社定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年10月21日に効力が発生する予定です。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	73,406	40	0	（注）	可決 99.94
第2号議案	73,416	30	0	（注）	可決 99.96

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上